

## 目的別預金規定

### 第1条 概要

目的別預金口座(以下、「本口座」といいます。 )とは、口座情報連携サービス規定に規定する外部事業者(以下、「連携先」といいます。 )が提供するアプリケーション(以下、「アプリ」といいます。 )で開設することができる、通帳やキャッシュカードを発行しない普通預金口座です。本口座の開設にあたっては、アプリ上で所定の方法によりお申し込み手続きが必要です。

### 第2条 お取引の制限等

本口座では、ちゅうぎん ID の代表口座(ちゅうぎん ID 利用規定に規定する代表口座をいいます。 )との間でのアプリを通じた振替のみご利用になれます。そのため、当行本支店窓口や ATM ではお取引できません。

また、各種料金の自動支払い、給与・年金および配当金の自動受取口座としての指定、「ちゅうぎんインターネット・モバイルバンキング」への登録もできません。

なお、本口座または振替元口座に対し、当行が支払停止等の手続きを行ったとき、または当行設備の障害等やむを得ない事由が生じたとき等、各種お取引依頼に沿った対応ができないことがあります。

### 第3条 届出事項

氏名または名称、住所、その他の本口座の届出事項は振替元口座と同一となります。届出事項に変更があったときは、書面等所定のお手続きによって振替元口座の取引店に届出てください。

### 第4条 目的別預金の解約等

アプリから本口座利用解除の手続きを行った場合、本口座内の残高は、全額振替元口座へ入金されます。利用解除を行うことで本口座は解約となります。

本口座の利用解除をしないまま、振替元口座を解約することはできません。

### 第5条 普通預金規定等の適用

本規定と普通預金規定の定めが重複する場合、本規定が普通預金規定に優先して適用されます。本規定に定めのない事項については普通預金規定、休眠預金等活用法に関する追加規定等およびこれらに定められた当行の手続き、取引慣例等にもとづいてお取り扱いします。

### 第6条 規定の変更

- (1) 当行は、本規定を、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合には、利用者の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的な内容に変更することができます。
- (2) 前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページで公表し、公表の際に定める2週間以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上